

3 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第1号

令和6年3月28日

提出議案

会第 1 号 地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定について
の一部改正について 2

会第1号

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正に
ついて

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年3月28日

草津市議会議長

山元 宏和 様

提出者

草津市議会議員

遠藤 覚

賛成者

草津市議会議員

土肥 浩資

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

田中 詩織

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部改正について

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について（昭和62年3月25日議決）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、市長において専決処分することができるものとして指定する。 （1）～（4） 《現行どおり》 （5） 地方自治法 <u>第243条の2第8項</u> の規定に基づき職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の金額が10万円以下の免除をすること。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、市長において専決処分することができるものとして指定する。 （1）～（4） 《省略》 （5） 地方自治法 <u>第243条の2第8項</u> の規定に基づき職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の金額が10万円以下の免除をすること。

付 則

この議決の効力は、令和6年4月1日から生じるものとする。